

## 石川県環境審議会 部会報告

## ○企画計画部会

諮問事項：石川県環境総合計画の改定について

ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づき、環境の保全に関する総合的な計画を定めるに当たり、審議するもの

諮問 H31. 4. 17	石川県環境総合計画の改定について
付議 R元. 6. 7	石川県環境総合計画の改定に関する事項
答申 R2. 3. 25	〔 部会開催 R元. 7. 18 R 2. 2. 20（持続可能な社会形成部会と合同開催） 〕

## ○持続可能な社会形成部会

諮問事項：石川県環境総合計画の改定について

ふるさと石川の環境を守り育てる条例に基づき、環境の保全に関する総合的な計画を定めるに当たり、審議するもの

諮問 H31. 4. 17	石川県環境総合計画の改定について
付議 R元. 6. 7	・地球温暖化対策等の持続可能な社会の形成に係る重要事項に関する事項 ・廃棄物処理計画に関する事項
答申 R2. 3. 25	〔 部会開催 R元. 7. 22 R2. 2. 20（企画計画部会と合同開催） 〕

## ○環境負荷低減部会

諮問事項 : 令和2年度水質測定計画（書面審議）

水質汚濁防止法に基づき、県内の河川、湖沼、海域及び地下水質の常時監視に関する次年度の水質測定計画（測定地点、測定項目・測定回数、実施機関等）を審議するもの

<p>諮問 R2. 3. 12</p>	<p>1 公共用水域測定計画</p> <p>① 測定地点 198 地点 河川 152 地点、湖沼 8 地点、海域 38 地点</p> <p>② 測定項目 BOD など 56 項目</p> <p>③ 測定回数 年 3 回から年 24 回 これまでの測定結果を踏まえ、測定地点・測定項目・測定回数を設定</p> <p>2 地下水測定計画</p> <p>① 概況調査 76 井 地下水が取水できる区域を 4 年毎のローテーションで調査</p> <p>② 定期モニタリング調査 121 井 概況調査で環境基準を超過（自然界に存在しない物質は定量下限値以上で検出）した井戸における継続監視</p>
<p>答申 R2. 3. 26</p>	<p>（部会開催 R2. 3 書面により審議） 適当と認める</p>

## ○自然共生部会

諮問事項 : 大聖寺捕鴨猟区の維持管理事務の委託

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第73条第1項の規定に基づき、大聖寺捕鴨猟区の維持管理に関する事務を大聖寺捕鴨猟区協同組合に委託することにつき審議するもの

<p>諮問 R元.10.10</p>	<p>大聖寺捕鴨猟区の維持管理事務の委託について</p> <p>&lt;内 容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟区の管理運営の事務のうち維持管理に関する事務について、引き続き委託すること</li> </ul> <p>(猟区の所在地) 加賀市片野町</p> <p>(設定期間) R元.11.1~R11.10.31 (10年間)</p> <p>(猟区設定者) 加賀市</p> <p>(猟区の管理規定) 大聖寺捕鴨猟区条例に以下の通り定める</p> <p>入猟者数 : 一日に50人まで</p> <p>入猟承認料 : 一人一日500円</p> <p>捕獲の制限 : 一人一回当たりカモ類の捕獲は5羽まで、 狩猟期間を通じては100羽まで、 猟法及び猟具は、投げ網である坂網(さかあみ)を用いる</p> <p>(委託の目的) 猟区の管理運営の事務のうち維持管理に関する事務を委託することにより猟区運営の円滑化を図る。</p> <p>(猟区事務の受託予定者) 大聖寺捕鴨猟区協同組合</p> <p>(猟区事務の受託内) 入猟申請及び入猟承認証の交付等に関する事務、入猟者、退猟者の確認・報告、猟区、施設等の維持管理、狩猟期間中の事務員兼案内人の常駐など</p>
<p>答申 R元.10.23</p>	<p>(部会開催 R元.10.10)</p> <p>原案のとおり適当と認める。</p>

## ○環境影響評価部会

諮問事項 : 環境影響評価方法書など7件

環境影響評価法に基づき、事業者が作成した計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書について住民意見、関係市町長の意見を踏まえて審議し、調査・予測・評価の手法、環境保全措置等に関する環境保全上の知事意見を形成するもの

### 案件1 (仮称) 輪島ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書について

諮問 R元. 5. 8	事業者 電源開発(株) 事業地 輪島市 規模 発電出力9.03万kW(風車21基) 適用法令 環境影響評価法
答申 R元. 7. 31	(部会開催 R元. 5. 20、R元. 7. 24) ・事業計画の作成にあたっては、輪島市と十分協議を行うとともに、調査、予測及び評価を適切に行うこと。 ・調査、予測及び評価を行うにあたっては、「主務省令」等に従って実施すること。また、調査地点等は、地域特性等を十分検討して選定すること。 ・住民の不安の払拭に向け、丁寧に説明及び対応すること。 など
その後の 状況	・答申を踏まえ、R元. 8. 6 経済産業大臣に対して知事意見を提出 ・事業者は、環境調査を実施中

### 案件2 (仮称) 七尾志賀風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

諮問 R元. 8. 20	事業者 アカシア・リニューアブルズ(株) 事業地 七尾市、志賀町、穴水町 規模 発電出力5.04万kW(風車12基) 適用法令 環境影響評価法
答申 R元. 11. 13	(部会開催 R元. 10. 21) ・事業計画の検討にあたっては、影響を受けるおそれのある環境要素について調査、予測し、その結果を評価し、位置、規模等の決定に反映すること。 ・周辺の住居等への影響を回避又は低減するような計画とし、それらができない場合には、事業計画の見直しを行うこと。また、周辺住民等に対し、必要な情報の周知、説明、意見の聴取を確実に進めること。 ・既設及び計画中の風力発電所との複合的な影響を勘案し、影響を適切に調査、予測、評価すること。 など
その後の 状況	・答申を踏まえ、R元. 11. 19 事業者に対して知事意見を提出 ・事業者は、方法書を作成中

案件3 (仮称)あわら沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

<p>諮問 R元. 9. 26</p>	<p>事業者 中部電力(株)、北陸電力(株)、(株)OSCF 事業地 福井県あわら市沖 規模 発電出力20万kW(風車20基) 適用法令 環境影響評価法</p>
<p>答申 R元. 12. 24</p>	<p>(部会開催 R元. 12. 20) ・事業計画の検討にあたっては、影響を受けるおそれのある環境要素について調査、予測し、その結果を評価し、位置、規模等の決定に反映すること。 ・周辺の住居等への影響を回避又は低減するような計画とし、それらができない場合には、事業計画の見直しを行うこと。また、周辺住民等に対し、必要な情報の周知、説明、意見の聴取を確実に進めること。 など</p>
<p>その後の 状況</p>	<p>・答申を踏まえ、R元. 12. 24 事業者に対して知事意見を提出 ・事業者は、方法書を作成中</p>

案件4 (仮称)福井県あわら洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

<p>諮問 R元. 11. 19</p>	<p>事業者 電源開発(株) 事業地 福井県あわら市沖 規模 発電出力35万kW(風車37基) 適用法令 環境影響評価法</p>
<p>答申 R2. 2. 7</p>	<p>(部会開催 R2. 1. 30) ・事業計画の検討にあたっては、影響を受けるおそれのある環境要素について調査、予測し、その結果を評価し、位置、規模等の決定に反映すること。 ・周辺の住居等への影響を回避又は低減するような計画とし、それらができない場合には、事業計画の見直しを行うこと。また、周辺住民等に対し、必要な情報の周知、説明、意見の聴取を確実に進めること。 など</p>
<p>その後の 状況</p>	<p>・答申を踏まえ、R2. 2. 18 事業者に対して知事意見を提出 ・事業者は、方法書を作成中</p>

案件5 (仮称)志賀風吹岳風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

<p>諮問 R2. 5. 11</p>	<p>事業者 ジャパン・リニューアブル・エナジー(株) 事業地 七尾市、志賀町、穴水町 規模 発電出力7.14万kW(風車17基) 適用法令 環境影響評価法</p>
<p>答申 R2. 7. 31</p>	<p>(部会開催 R2. 7. 30) ・事業計画の検討にあたっては、影響を受けるおそれのある環境要素について調査、予測し、その結果を評価し、位置、規模等の決定に反映すること。 ・周辺の住居等への影響を回避又は低減するような計画とし、それらができない場合には、事業計画の見直しを行うこと。また、周辺住民等に対し、必要な情報の周知、説明、意見の聴取を確実に進めること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既設及び計画中の風力発電所との複合的な影響を勘案し、影響を適切に調査、予測、評価すること。また、事業実施想定区域が重複している他事業者と協議、調整を行い、事業計画を検討すること。 など</li> </ul>
その後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申を踏まえ、R2. 8. 11 事業者に対して知事意見を提出</li> <li>・事業者は、方法書を作成中</li> </ul>

案件6 (仮称)能登中風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

諮問 R 2. 6. 11	事業者 (合同) 潮風 事業地 七尾市、志賀町、中能登町 規模 発電出力 7. 14 万 kW (風車 17 基) 適用法令 環境影響評価法
答申 R 2. 7. 31	(部会開催 R2. 7. 30) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の検討にあたっては、影響を受けるおそれのある環境要素について調査、予測し、その結果を評価し、位置、規模等の決定に反映すること。</li> <li>・周辺の住居等への影響を回避又は低減するような計画とし、それらができない場合には、事業計画の見直しを行うこと。また、周辺住民等に対し、必要な情報の周知、説明、意見の聴取を確実に進めること。</li> <li>・既設及び計画中の風力発電所との複合的な影響を勘案し、影響を適切に調査、予測、評価すること。また、事業実施想定区域が重複している他事業者と協議、調整を行い、事業計画を検討すること。 など</li> </ul>
その後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申を踏まえ、R2. 9 月上旬に事業者に対して知事意見を提出予定</li> </ul>

案件7 (仮称)中能登ウインドファーム事業に係る計画段階環境配慮書について

諮問 R 2. 6. 15	事業者 電源開発(株) 事業地 七尾市、志賀町、中能登町 規模 発電出力 6. 45 万 kW (風車 15 基) 適用法令 環境影響評価法
答申 R 2. 7. 31	(部会開催 R2. 7. 30) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の検討にあたっては、影響を受けるおそれのある環境要素について調査、予測し、その結果を評価し、位置、規模等の決定に反映すること。</li> <li>・周辺の住居等への影響を回避又は低減するような計画とし、それらができない場合には、事業計画の見直しを行うこと。また、周辺住民等に対し、必要な情報の周知、説明、意見の聴取を確実に進めること。</li> <li>・既設及び計画中の風力発電所との複合的な影響を勘案し、影響を適切に調査、予測、評価すること。また、事業実施想定区域が重複している他事業者と協議、調整を行い、事業計画を検討すること。 など</li> </ul>
その後の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申を踏まえ、R2. 9 月上旬に事業者に対して知事意見を提出予定</li> </ul>

## ○温泉部会

諮問事項 : 温泉掘削許可及び動力装置許可延べ4案件

温泉法に基づき、温泉掘削又は温泉動力装置許可申請について、温泉のゆう出量、温度、成分への影響等を審議するもの

### 案件1 温泉掘削許可申請について

諮問 R元. 7. 11	①温泉掘削	小松市中海町地内 (トウブ開発(株))
		白山市倉光地内 (ユニー(株))
	②温泉動力装置	なし
答申 R元. 7. 30	(部会開催 R元. 7. 26) 許可が適当と認める	

### 案件2 動力装置許可申請について

諮問 R元. 12. 19	①温泉掘削	なし
	②温泉動力装置	宝達志水町米出地内 (能登興業開発(株))
答申 R2. 1. 7	(部会開催 R元. 12. 25) 許可が適当と認める	

### 案件3 温泉掘削許可申請について

諮問 R2. 7. 10	①温泉掘削	金沢市大野町地内 ((株)ミナト環境サービス)
	②温泉動力装置	なし
答申 R2. 7. 28	(部会開催 R2. 7. 20) 許可が適当と認める	

<今後の開催予定>

令和3年2～3月頃

○環境負荷低減部会

令和3年度水質測定計画について

※ 上記のほか、環境影響評価部会、温泉部会等について、必要に応じて開催